

かんとう保全ニュース

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. バリアフリートイレの通報装置は作動しますか？
3. ドローンによる外壁調査が明確化されました
4. 令和4年度保全実態調査より調査内容等を一部変更します

令和4年春号
2022年4月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）第13条第2項に基づき、国家機関の建築物の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度、保全実態調査を実施しているところです。今年度につきましても、本調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、保全実態調査の実施に合わせ、官公法第9条に基づき、各府省庁等から提出された営繕計画書に関する意見を述べるために必要な調査である官庁建物実態調査を実施いたし

ますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
なお、両調査とも、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を利用して、ご報告していただいております。調査に際しまして、事前にBIMMS-Nの操作説明会を開催します。昨年度は資料配付を中心に行いましたが、本年度はWeb会議を中心で開催する予定としております。保全実態調査の調査内容の変更もありますので是非、操作説明会へご参加ください。詳しくは開催のご案内をご覧ください。

調査票記入期間（BIMMS-Nシステムへの入力期間）

令和4年5月23日（月）～令和4年7月29日（金）（第1グループ）

令和4年6月6日（月）～令和4年8月12日（金）（第2グループ）

（第1グループ）

- 最高裁判所
- 内閣府（宮内庁）（警察庁）
- 法務省
- 国土交通省（海上保安庁）（気象庁）
- 環境省
- 防衛省

（第2グループ）

- 衆議院
- 参議院
- 国立国会図書館
- 会計検査院
- 人事院
- 総務省

- 外務省
- 財務省
- 文部科学省
- 厚生労働省
- 農林水産省（林野庁）（水産庁）
- 経済産業省（特許庁）



BIMMS-Nを利用した保全実態調査に関する問い合わせ先

担当事務所等	担当地区
保全指導・監督室	埼玉県・茨城県（※1）
東京第一営繕事務所	東京都（※3）
東京第二営繕事務所	東京都（※4）・千葉県
甲武営繕事務所	東京都（※5）・山梨県
宇都宮営繕事務所	栃木県・茨城県（※2）
横浜営繕事務所	神奈川県
長野営繕事務所	長野県・群馬県

- ※ 1:つくば市のみ
- ※ 2:つくば市を除く
- ※ 3:千代田区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
- ※ 4:中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
- ※ 5:品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、特別区以外の地域



2. バリアフリースイレの通報装置は作動しますか？

令和3年6月、東京メトロの駅構内のバリアフリースイレ内で倒れている利用者が発見され、その後死亡が確認された事象が発生しました。

その後、当該トイレについて、以下の状態が確認されています。

- ① 呼出しボタン(通報装置)のブレーカーが『切』の状態となっており、ボタンが押されても駅事務所に通報されない状態となっていた。
- ② トイレ内に30分以上在室した場合に、これを駅事務室へ警報するためのケーブルが繋がっていなかった(当該利用者は入室後約7時間後に発見された)。
- ③ 2012年6月の当該トイレ供用開始前の機能確認、及び供用後の定期的な機能確認が行われていなかった。

設備の不備が、利用者の死亡に直接関係したかどうかは不明ですが、本事案は新聞等で広く報道され、社会的な注目を集めています。

なお、本事案を踏まえ、同様の事案の発生を防止するため、国土交通省住宅局より都道府県あてに、建物所有者、管理者に対して注意喚起を求める通知を行っています。

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部より各省各庁の保全担当者に注意喚起の通知を行っています。

バリアフリースイレの設置されている施設では、設備の機能の把握や、利用に支障がない状態の確認（動作確認含む）に留意してください。



呼出ボタン(例)▲
バリアフリースイレ(例)▶

3. ドローンによる外壁調査が明確化されました

無人航空機（ドローン）による外壁調査

建基法及び官公法の点検告示の一部改正について、外壁の外装仕上げ材等の無人航空機による赤外線調査方法の追加等が4月1日に施行となりました。

外装仕上げ材等におけるタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況の調査については、平成20年国土交通省告示第282号、第1350号において、おおむね6ヶ月から3年以内に一度の手の届く範囲の打診等に加え、おおむね10年に一度、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等を行うこととされています。



※画像はイメージです

これらの調査方法について、一定の実施要領に則れば、赤外線装置を搭載した無人航空機による調査が可能であることが判明したことから、平成20年国土交通省告示第282号、第1350号が一部改正され、打診以外の調査方法として、「無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するもの」が明確化されました。

打診と同等以上の精度の判定にあたっては、一般財団法人日本建築防災協会が設置した学識経験者等による委員会（「赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会」）において取りまとめられた「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン（令和4年3月）」を参考としてください。

詳しくは・・・

国交省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000161.html

4. 令和4年度保全実態調査より調査内容等の一部変更します

令和4年度の保全実態調査より、保全台帳及び保全計画に関する調査項目の調査内容・回答方法の一部を変更します。

国土交通省では、平成26年に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、個別施設計画（官庁施設分野は「中長期保全計画」及び「保全台帳（点検及び確認結果の記録、修繕履歴）」）の策定・充実を図って参りましたが、令和3年6月に新たな「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計

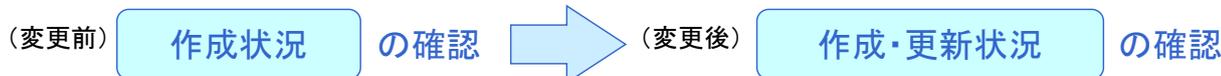
画）」（2期計画）を策定し、「中長期保全計画」について「5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要がある時は見直しを行う。」ことが取組に変わりました。

これを受けて、保全実態調査要領の関係箇所等の改正を行いました。

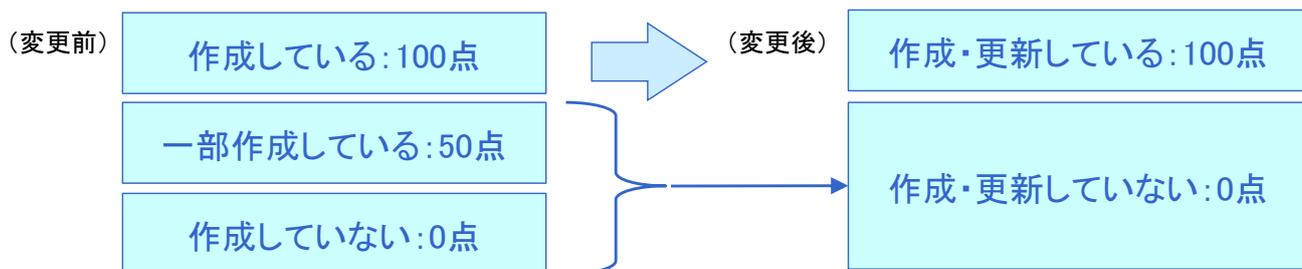
官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を用いた保全実態調査での設問・回答方法に関する主な変更点は以下の通りです。

【保全実態調査における主な変更点】

(1) 保全計画、保全台帳の作成状況等の確認内容



(2) 保全計画、保全台帳の評点の算出方法



※詳しくは、保全指導・監督室及び各営繕事務所で開催します「BIMMS-N操作説明会」で説明させていただきます。「BIMMS-N操作説明会」に是非ご参加ください。

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

関東地方整備局HP
保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室	https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6695
甲武営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaeez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaeez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoeez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。
営繕部調整課 (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。